

『日本外交文書』論評

『日本外交文書 占領期』第一卷・第二卷の採録文書について

黒沢文貴

浜井和史

富塚一彦

富塚（『日本外交文書』編纂室長） 外務省では二〇一七年一月に、『日本外交文書 占領期』第一卷・第二卷を刊行しました。本日は、その所収文書の中から興味深い文書を取りあげ、歴史的視点から検討を試みたいと思います。はじめに、巻全体の印象や、特に注目する文書などございましたらお話しいただき、それを踏まえて、占領初期から時系列に検討を進めていきたいと考えます。では、まず黒沢先生からお話してください。

一、はじめに — 全体としての印象 —

黒沢（『日本外交文書』編纂委員） 今般刊行された『占領期』第一卷・第二卷は、日本が占領下に置かれ、外交権が停止された期間を対象

としていますので、その中での外交的な交渉はGHQとのやりとりが中心となります。従って採録文書もGHQあるいは極東委員会などの関係文書が数多く入っていて、かなりの量の英文が採録されています。それが既刊における通常の外交記録の採録とは全く様相が違う、この巻の大きな特徴になっています。

一方で日本側から言うと、GHQとの交渉窓口となりました終戦連絡中央事務局などの文書が多いことも特徴の一つになろうかと思えます。もちろん外務本省の作成文書も収録されているわけですが、それでも、それ以上に終戦関係の文書が多くなっています。終戦連絡中央事務局は外務省の外局として設置されたものではありませんが、それが既刊との大きな違いだろうと思います。

内容的には、占領されてから独立を回復するまでの長期間を対象



黒沢 文貴 編集委員

としていますが、問題も非常に多岐にわたっています。占領政策の基本は非軍事化と民主化でしたので、それにかかわるところからスタートするわけですが、国際情勢として冷戦が激化してくる、南北朝鮮あるいは中華人民共和国が成立してくるという状況の中で、占領政策そのものも大きく変わっていくことになるわけですね。そういう中で、あるいは情勢が激動していく中のGHQと日本側とのやりとりが収録されています。そういう点で盛りだくさんな内容になっていると思います。一般的に言われている占領政策の変化は、全体としてそれなりによく見えてくるのではないかと思います。

第一巻と第二巻を通しての全体的な分量としては、初期の昭和二年、二年ぐらいいが分量も多く、充実していると思いますが、その後はだんだんに文書が少なくなっているという印象です。

それから個人的にまず注目する文書としては、占領当初の段階で日本軍に捕らわれていた連合国の捕虜や抑留者の所在情報を早急に提供しようとするGHQが求めてきた文書がいくつかあります(9文書など)。ポツダム宣言第一〇項に「吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ」とありますが、やはり捕虜問題が連合国側にとっての大きな問題であったこと

とが改めて確認できます。それらを読むと米軍側に独自の所在情報がそれほどあったわけではなく、日本側がかなり提供したことがわかります。

また後にも詳しく触れますが、昭和二〇年一〇月九日作成の63文書の中に「対米相互信頼感ヲ鞏化シツツ」云々という文言が出てきます。占領初期の政治文脈の中で捉えなければならぬ言葉ですが、他方では、GHQとの折衝を担っている外務官僚の変わり身の早さというか、ある種のしたたかさを感じさせました。

浜井(帝京大学准教授) 従来、占領期を扱った外交史料の編纂物としては、江藤淳氏の編集で、細谷千博先生や波多野澄雄先生が解説を書かれた『占領史録』が挙げられます。現在は講談社学術文庫に入っておりまして、今なお占領期研究には欠かせないものです。ただしこの本は、一九七八年から編纂作業が始まり、一九八一年から八二年にかけて刊行されたものでして、そこに収録されている文書は、戦後外交記録公開の第四回公開までに公開された文書に限られています。その意味では当時、収録可能な文書には限界があったと言えます。しかし、それから三五年余りを経て、外交記録の公開が『占領史録』が刊行された当時と比較して格段に進展している状況の中で、外務省が所蔵している占領関係の記録を網羅的に調査した上で『占領期』が編纂されたということは、占領期を通じて外務省の動向の全体像をより精密に、そして体系的に示したという意味で非常に意義があると考えています。



浜井 和史 准教授

『占領期』の大まかな印象としては、先ほど黒沢先生もおっしゃったとおり、GHQから発出された英文の指令が非常に多く採録されているという印象を受けます。これは今までの『日本外交文書』とは趣が異なるところだろうと思いますが、一方でその指令に対する日本側の対応文書、GHQに対する様々な通報や、あるいはGHQ担当官との会談録や報告書などが多数採録されており、外務省や日本政府の動向も体系的に、そして相当程度明確に見えてきたように思います。

そのような日本側の対応を見ると、確かに占領期は日本側の自発性がかなり制約されていた時代ではあったわけですが、一方でさまざまな領域や局面において、日本政府、外務省の主体性や能动性を保とうとする「気概」が伝わってきます。特にそれは占領の初期のころに非常によくあらわされていて、時がたつにつれてだんだん薄れていくのですが、政策対応を實際に担っている外交官たちの思いというか、息づかいというか、そういったものも感じられるような文書が割と多く含まれているように思います。

全体的な印象はそういったところで、個別の点に関してはまたあとでお話したいと思いますが、先ほど黒沢先生もおっしゃっていた、捕虜や抑留者に対する情報を知りたいという連合

国側の要求は非常に強かったと私も思います。例えば、戦争で亡くなった連合国側の戦没者の遺体の所在地調査を日本政府に命じた文書（90文書）なども収録されており、連合国側にとつての終戦処理というか、日本政府が持っているそういった情報を出させようという部分が垣間見られるところも特徴の一つになっていると思います。

富塚 『占領期』第一巻・第二巻は収録文書が合計で五五〇文書と当初想定していたよりもかなり多くなりました。その理由の一つは、GHQの占領改革が多岐にわたっていることを示すには、代表的な指令だけではなく、様々な問題に目配りして、関係文書を一文書なりとも収録しておきたいとの考えがあり、その結果、英文指令を数多く採録することとなりました。またそれとともに、浜井さんも触れられた『占領史録』に代表されるようなこれまでの史料集が用いている、事項や問題別の項目構成ではなく、時系列での採録形式を採用し、GHQの多岐にわたる占領政策が同じ時間の中でどのような動いていたのかを意識して、項目一「占領政策への対応」を構成しました。日本における従来の占領期研究では、米国内側の史料を使ってGHQや米国内閣がどう考えていたのかという視点が傾向として濃いように感じていましたので、日本側の史料を体系的に時間軸で見るときに見えてくる場所もあるのではないかと考えています。それから、ご指摘のあった昭和二〇年、二一年の採録文書は多いが、それ以降はだんだんと少なくなるという点ですが、確かにその

とおりで、文書を並べた結果、そうなったわけです。ただ、これは私なりに考えていることですが、占領初期にはGHQがどういう指令を出し、どういう政策で臨むのかがわからず、日本側は手探りで、指令を受けてからいろいろと考えるところがありました。ところが占領が非常に長期にわたったため、次第にGHQと各種案件について事前に話し合いをしつつ、双方でいい形に持っていくようなやり方が形成されていった。それによって指令が来たときには、直ちに対応措置が走り出すようになり、事前協議が重視され、指令後の検討ペーパーは減ってくる。また改革が多方面に広がるにつれて、外務省は単なる窓口となり、各種懸案はそれぞれの関係省庁に落ちるようになり、外務省に検討ペーパーが残らなくなる。このような外務省とGHQとの在り様の変化が採録文書の数や内容に現れ、結果的に時期によるポリユームの違いになったところもあるように考えています。

このような観点で占領初期を考えてみると、GHQの占領方針がまだつかめない段階で、昭和二〇年九月二日に三布告の交付を受けたことは、最初の重要なポイントであったと思います。そこから辺から具体的なお話しに入っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

二、初期占領政策への対応

黒沢 三布告が出され、それに対して日本側がそれをいかに止めさせるかというところで、三日に重光・マッカーサー会談（8文書、四

日に重光・サザーランド会談（11文書）が行われていくわけです。実際の占領政策がどのように動いていくのかという流れの中で、ここが最初の真剣勝負の場だったと言えるでしょう。ただ、このときのやりとりから感じられるのは、アメリカが日本側に対して配慮していると言いますか、高圧的に出てきていないことです。三日の重光・マッカーサー会談でも、マッカーサーは、ポツダム宣言第一〇項の文言をなぞったのかもしれませんが、「自分等は日本国を破壊し国民を奴隷とする考は全然なし寧ろ何とか日本の困難を救助し度しと考へ居るものにて」云々と述べています。紳士的という言葉の方が正しいのかはわかりませんが、印象としてはあまり強面な感じの態度を示していない。それに対して日本側は、先ほど浜井さんがおっしゃられたように「気概」のようなものを見せて、うまく押し戻すことができたという印象を受けます。

アメリカ側に日本へのある種の配慮が見られるという点は、GHQあるいはアメリカ政府の対日占領方針の根幹にもかかわってくると思うのですけれども、このような態度がその後も随所に繰り返して示されています。例えば29文書の船舶問題に関する協議においても、日本側は総司令部の態度について「米国ノ政策ニ対スル日本側ノ心配ヤ取越苦勞ハ無用ナリトノ印象ヲ与ヘムトスル様子見受ケラレタリ」との印象を持っています。

アメリカ側のそういうある種の配慮から、日本側ではかなり日本のペースでできるのではないかと思っただ節があるように見えます。例えば63文書、一〇月九日作成の「自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件」という文書がありますけれども、この文書では「対米相互信頼感ヲ鞏化シツツ我方ノ自主的発意ニ依リ日本ノ変革更正ヲ具體的ニ実現スルコト焦眉ノ急務ナリ」との認識が示され、日本ができるだけ主体性を失わない、あるいは自主的に改革を行っていくという方向性が打ち出されています。占領初期においてはこのような考え方が強く、それが特徴的と言えるのではないのでしょうか。

その一方で、逆に言うと日本側は本当に負けたという認識についての程度実感を持っているのかと思わせるところがあります。「大概」というのはいい言い方なのですが、違う言い方をすると、いまだにちゃんと負けたという実感を持っていないのではないか、あるいは負けたことを信じたくない、認めたくないというある種の強がりのような気持ちの表れを感じるのです。敗戦という客観的事象と主観的認識とのギャップということですが、それがはつきりとあらわれてくるのは、国体護持の問題です。国体護持がどのように可能なのかについて、採録文書を見ると、日本側では非常に疑心暗鬼になっています。

浜井 国体護持について占領初期はかなり意識していますね。

黒沢 そうなのです。そこで天皇大権をいかに維持するかということ、日本側ではGHQの占領方針をどのように解釈すべきか検討し

ています。もちろんポツダム宣言や初期の占領政策などで占領軍が要求している民主化や非軍事化については、対応が必要なことはわかってはいるわけです。非軍事化は軍を廃止すればいいわけですから割と簡単なのですが、民主化にかかわる部分は難しく、特に問題になるのが国体護持です。それをいかに自分たちの都合のいいようにすり抜けていくか。これは結局、天皇機関説的な戦前の大正デモクラシー時代のような運用でということになるわけです。つまり民主化は運用で何とかカバーできると考えたわけです。この考え方はその後の憲法草案にもかかわってくるのですけれども、日本側では基本的にあまり変わらなかったのではないかと思います。

非軍事化に関係する部分の制度は変えなければいけないけれども、それ以外はほぼ運用でなし得るのではないかと考えたところが、負けたという意識の薄さとながっているのではないか。終戦連絡中央事務局ができるわけですけれども、それも組織名が終戦なので。決して敗戦ではありません。

浜井 先ほど黒沢先生がご指摘になられた、GHQがある意味で紳士的な態度であったという点は、そういう感覚をおそらく外務省側でも受けていたのだと思います。

私もいくつか文書を見ていて思ったのですが、例えば39文書の付記、外務省が九月三〇日に作成した、米政府の対日方針に関する「説明」という検討ペーパーでも、その結論部分で、米国は「自己ノ利害打算上右変革ヲ外部ヨリ強要スルノ形式ヲ極力避け日本政府

乃至日本国民ノ自発的「自由」意思的方式ニ依リ右変革ノ底意乃至希望ヲ達セントシ」云々とあり、その意図が日本側にもある程度透けて見えるようなスタートを切っていたと言えるのではないでしようか。このときはまだGHQにおいて特別参謀部などの機構もきちんと定まっていませんし、ホイットニーもフィリピンから戻って来ていませんので、GHQ側も手探りの状態だったのだらうと思います。

いわゆる三布告を押し返したのは大きかったと思うのですが、そのときの外務大臣が重光葵だったことも、影響していたように思います。外交権の停止も初期の重要問題ですが、これに関しては降伏文書調印の前から連合国側とのやりとりがあつて、中立国にある財産の引き渡しの問題となりましたが、この時日本側は連合国側に対して毅然というか、反駁する姿勢を見せています。例えば第二巻の312文書は、重光外相が八月一九日にポルトガルの森島公使に送った電報ですが、「理不尽ナル要求ニ対シテハ一々理由ヲ挙ゲテ反駁シ我方ノ立場ヲ明ナラシムルト共ニ彼等ノ反省ヲ求ムルコト大局上最モ必要」と書いているわけです。これはおそらく、「帝国の外交官」というような矜持意識が相当強かったのだと思います。

黒沢先生がおっしゃったとおり、戦争に負けたという感情をどこまで内面化していたのかということは確かにいささか疑問に感じられるところです。有名な話ですけども、吉田茂が敗戦直後の書翰の中に「この敗戦、必ずしも悪しからず」と書いたことに象徴され

ていると思いますが、戦時中は制約を受けていた外交官も戦争の終結によってこれからは「皇国再建」に力を発揮できるといふ、ある種の解き放たれた明るさをこの敗戦がもたらしていたようにも見受けられます。

ですから、ポツダム宣言や降伏文書というのは国際約束であつて、それをきっちり相手方に守らせるという意識も非常に強かつたのだと思います。この点でもう一つ文書を挙げておきますと、これも外交権停止の問題で、313文書の「帝国ノ「ポツダム」宣言受諾ト外交権ニ関スル件」という、八月二二日に条約局第二課が作成した文書ですが、「彼我ノ合意ニ依リ成立セル協定ノ解釈ニ付テハ戦勝国タリト雖モ一方的ニ之ヲ決定スルコトヲ得サルモノニシテ」と書かれています。つまり敗戦国であろうともポツダム宣言やその関連文書は国際約束なのだといふ外交官ならではの発想が強くあつて、それに依拠することで正々堂々と主張できるのだといふ感覚を一〇月か、あるいはもう少し先まで持っていたように思います。

ところが、それが後のほうになると、憲法改正の問題とか、あるいは外交権停止の問題を通じて、そうした考え方はもはや通用しないと、認識を改める場面が出てくるようになります。例えば、外交権停止の問題が一段落ついた後ですが、昭和二年五月一五日付のダブリン別府総領事宛ての半公信(353文書)には、「ポツダム」宣言及降伏条項ニ基キ国際法的ニ考察セル場合問題トナルヤ否ヤノ論議ハ別トシ……兎モ角指令ヲ即時実施セザルヲ得ザル立場ニア



富塚 一彦 編纂室長

リ」と書かれており、国際法的に正当かどうかは既に問題ではなくて、指令を受けたらそれは実施しなければいけないという立場なのだと言っています。そういう変化一つとっても、当初の外務省の姿勢が少しづつ後退していくプロセスが、本書の採録文書を時系列的に見ていくと見てとれると思います。

黒沢 確かにポツダム宣言とか降伏文書とか、そういう占領支配の根拠になる文書は、戦勝国と敗戦国の両方を縛るのだという、ここが一つの反撃の論拠になっています。313文書は条約局が作成しているわけですが、法理的にどうだという一つの反撃の仕方なのだろうかと思うのです。実際にそれがどの程度通るかというのは最初不明だったところがあるかもしれませんが、だんだんそれでは通らなくなってくる。それはおっしゃるとおりだと思います。

浜井 74文書の「聯合國ノ対日要求ノ内容ト其ノ限界」も条約局が作成した文書で、「研究素材」と書いてありますが、一〇月下旬までに出されたあらゆる文書、条約、指令、覚書も含めて研究し、どこ

までが連合国側の要求できる限界なのかを見極め、それをよりどころにして反駁できるところを探していこうというような試みが、この時期まではまだまだ見られるわけです。

富塚 少し三布告のところに戻りたいのですけれども、三布告は直接軍政

に陥る非常な危機を何とか回避したとされていますが、重光・マッカーサー会談（8文書）を読んでもみると、その取り下げは意外と簡単だったという印象です。それはおそらく重光ないしは外務省の人たちもそう思ったのではないのでしょうか。前日の夕方に三布告を受けとって、慌てて翌朝、重光外相が直訴に行ったわけですが、マッカーサーはむしろ形式にはこだわらない、ポツダム宣言を誠実に履行するのであれば、そのやり方は日本政府を通じても通じなくてもいいのだと述べて、日本側では話してみても相手の意向がわかるわけです。

このときマッカーサーは「今後何時にでも来訪されたく」と言っており、日本側ではこれからは直接交渉でやっていけるという感触を持ったと思います。さらにマッカーサーは、問題点があれば日本側からどんどん出してくれとも言っていて、実際に重光は、翌日のサザランドとの会談（11文書）で、食料、船舶、生産など、要するに生活上で日本が今、困っている状況を英文の覚書にまとめて提出します。そういうやり方が可能だとわかったことは、日本側にとつて大きな安心につながったのではないかと思います。

三、「人權指令」など民主化政策への対応

富塚 ただ、他方で言えば、ポツダム宣言などを誠実に履行するからこそ間接統治なのであって、逆に言えば、そうでない場合には直接

統治の危機は常にあることも意味していたわけです。そのことはつきりするのが一〇月初めに出る、政治的民事的および宗教的自由に対する制限の撤廃に関する指令(59文書)、いわゆる「人権指令」だと思えます。採録文書だけではこの指令が出された背景まではよく見えてこないのですが、共産党員が獄死したという報道がアメリカで問題となり、突如としてこの指令が発せられるのです。

しかも指令発出とともに、日本側への事前連絡なくプレスに指令が公表されるといふやり方がとられ、日本側は衝撃を受けました。吉田外相はこのときにUPのペイリー社長に対して、「恰も日本ハ米軍ノ軍政下ニ在ルカ如キ感」があると述べています(60文書)。つまり命令の発出形式が日本政府の頭越しで、直接軍政に近いと言っているわけです。この指令によって東久邇宮内閣は瓦解しますので、次の幣原内閣に留任した吉田外相などは、このようなGHQのやり方に相当焦りを感じていたのではないかと思えます。要するに、旧来の治安維持法のような言論の抑圧がまだ続いていると連合国側に思われれば、それはポツダム宣言の誠実な履行とは言えないので直接統治的な命令通達もあり得るということが現実となった点で、三布告の回避とは対照的な出来事であったわけです。

だからこそ、その直後に作成された「自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件」(63文書)では、日本側が民主化改革を率先して積極的にやっていくという姿勢を示さなければ、「人権指令」のような事態がまた起きるといふ危機意識があり、直接統治に向かうことを避

けるためには、もっと自主的、積極的に民主化を進めなければいけないという姿勢があらわれてきたのではないかと私は考えています。もちろん外交権停止のようにポツダム宣言に反するやり方には条約の論理に基づいて反駁することは当然ですが、ポツダム宣言が求める民主化に対しては積極的な自助努力を示さなければならぬという方向性が改めて確認されたタイミングが、この一〇月初旬ではないかと感じています。

浜井 確かに、今、ご指摘いただいた「人権指令」が出された際のペイリーに対する吉田の発言では、「軍政下ニ在ルカ如キ感」と言った後、「其ノ結果トシテ現内閣ノ威信地ニ墜チ」とも言っています。先に三布告が出たときの重光とマッカーサーの会談で、もしこの三布告が公布されたならば「国民の政府に対する信頼は全然無くなり」と述べて反駁していたことを考えると、非常に対照的で、およそ一カ月間で状況が大きく変化したことを如実にあらわしているように思えます。

黒沢 今おっしゃられた、ある種の危機感、占領当初には甘いもくろみがあったかもしれないけれども、それが覆されてくる一つの要素が「人権指令」だということなのですが、もう一つ、先ほどから出ている外交権停止の問題が、私は特に外務省の側からすると同じように、今までのやり方では通用しないというのが身にしみた出来事だったろうと思います。

結局、外交分野はGHQの直接管理に置かれる。この件に関して

は間接統治ではないのです。それはやはり外交の主体を担う外務省としては、余計に意識を変えていく必要性を感じさせるものであつただろうと思うのです。だからこそ法理的に反駁もするし、在外の現地で抵抗して、なかなか財産を引き渡さないとという問題も出てくることになるわけです。もちろん全体としては日本の占領は間接統治なわけですけども、外交に関しては直接管理されてしまった、そのインパクトは大きかつただろうと思います。

冨塚 浜井さんも触れられた39文書の付記、外務省が九月三〇日に作成した、米国政府の初期対日方針に関する「説明」では、二〇万人で対日占領政策は事足りると述べたマッカーサーの発言をめぐってGHQと米国政府との間で意見の不一致があるとか、GHQは軍事処理において日本が想像以上に協力していると評価しているが、その一方で自分たちの意図の理解に欠けるところが少なくないと思つているなどの現状分析があり、国際情勢も踏まえて、意外と客観的にポイントをつかんでいる感じがします。

この文書では、天皇制に対する米国の意図についてはわからないとしつつも、先ほど黒沢先生がおっしゃったように、運用の問題で何とかなるのではないかと考えが示されていました。政治的な形態は日本国民の民意によって決まると米国は言っているのだから、民意が望まなければ天皇制を廃止することはできないだろう。従つて、明治憲法下の天皇大権が根底から覆らなくても、民主化さえできれば大丈夫なのだという論理がここにはつきり見られるわけ

です。翌年二月にはGHQの憲法草案(365文書)を受けとつて、そうではないところがそこで見られるわけですけども、このときは天皇制について楽観的な見方がありました。これは九月三〇日につくられた文書ですので、おそらくは九月二七日の天皇・マッカーサー会談(50文書)をきちんと分析して、このような線が出ていたのではないかと思います。つまり、天皇・マッカーサー会談が比較的うまくいったことが日本側の楽観論につながっているのではないかと思います。

黒沢 初期対日方針に関する「説明」という文書は非常におもしろいですね。当時の情勢をしっかりと分析して、よく考察されていると思います。

国体護持に関して言うと、「日本国民の自由に表示せられたる意思」というバーンズ回答に出てくるフレーズを、日本側としてはどのように利用するか、解釈するかということで、天皇に対する国民の支持はやはり厚いことから、国民の意思という民主的なことを突きつけられても、それに応え得るというか、国体護持に利用し得るような天皇と国民の信頼関係があるという思いがあったのだろうと思います。

それからこの文書を見ておもしろいと思ったのは、ドイツとの比較が随所に出てくることです。例えば、「武装解除及非軍国主義」のところ、対独ポツダム宣言が「自ラ招キタル結果ニ付テハ責任ヲ免ルルコト能ハサルコトヲ首肯セシムルコト」として「ナチ」ノ

ミナラス独逸国民ノ責任ヲモ問ヒ居ル」ことを挙げて、ドイツに対しては指導者と国民を分けず一体化して捉えているが、日本の場合は分けていて、そこに日独での占領政策の違いがあるという言い方をしています。また、「占領軍人員」との交渉はドイツでは禁止されたが、日本においては「所要ノ限度ニ於テノミ」統制されているに過ぎず、占領軍と国民とが接触してもいい。それはむしろ占領軍による「啓蒙」を暗示していると見ています。ドイツへの過酷な占領政策に対して、日本ではそれとは少し違うやり方がとられているという、ここは割とおもしろい占領の比較をしています。これもGHQの占領政策をどう見ていたかという点で、一つの背景になるといふ感じがしました。

浜井 採録上では省略されていますけれども、この文書には「参考」としてヴェルサイユ条約における対独措置との比較とか、対独ボツダム宣言との比較という文書が付いています。こうした徹底的な比較研究を通じて、日本は誠実にやっていたといけない、ドイツみたいになってはいけないという意識が共有されていたのだと思います。また、一〇月九日の「自主的即決的施策ノ緊急樹立ニ関スル件」でも、改革をきちんとやっていないと「終戦決定当時「ボツダム」宣言ノ降伏条項ヲ受諾スルニ決シタル際ノ帝国ノ意図ハ没却セラレ降伏後ノ独逸ト扱フ所ナキ状態ニ立到ルノ惧レ極メテ大ナリ」と記されており、こういう危機感はずいぶんドイツとの比較研究が基盤にあつて、密接に関係しているように思います。

黒沢 外務省としては当然そうだと思います。先例として対独占領政策があるわけですから。先ほど、天皇・マッカーサー会談の内容との関連でお話があったのですけれども、この会談に関する史料というのはこれしかないわけですか。

富塚 九月二七日の会談記録(50文書)のほかに、米国側との事前の打ち合わせ記録を付記として採録しています。この打ち合わせでは、会談がなるべく円滑にいくように綿密な調整が行われていて、言ってみれば事前のシナリオが相当細かく詰められていたという印象です。マッカーサーは会談において、終戦に当たっての聖断を英断だと讃え、聖断が下った後、日本の軍隊が整然とこれに従ったのは見事だと述べていまして、おそらく日本側は会談の成り行きに安堵しただろうと思います。

また、会談内容もさることながら、このような形で両人が会うという形をつくるのが、円滑に占領を進めていく上で重要であるとの意識が米国側に存在したのでしょう。九月三〇日の対日方針に関する「説明」では、アメリカ側は天皇制を含む日本の統治方式を支持はしないが利用しているという言い方をしています。つまり心の中はどう思っているかはわからないが、占領統治をうまく進めるといふ点で、天皇制を十分に利用しているとの認識を日本側は持っているわけですね。だからこそ天皇制は揺るがないでやっていけるのではないかという楽観論を持つに至ったのではないかと思えます。

黒沢 九月二〇日の吉田・マッカーサー会談(32文書)で、マッカー

サーが吉田との挨拶を終えたあと、「尚ホモジモジシ何カ云ヒ度様子」を見せ、吉田が「陛下ノ御訪問ヲ期待セラルル次第ナリヤ」と切り出しますね。

富塚 吉田はマッカーサーとの会談直前に武内書記官から、GHQでは当日の朝、天皇の来訪について議論していたよさだという情報インプットされていて、ここは吉田がうまく立ち回ったという感じですよ。

浜井 マッカーサーは会談の中で「陛下ヲ「インバラス」又「ヒューミリエート」スルコトヲ願ハス」と言っていますね。

富塚 吉田もすかさず「陛下ニ於カレテモ来訪スルコトハ貴元帥ヲ「インバランス」スルコトナキヤトノ思召モアリ」と返しています。また吉田はデモクラシーを実現するためには民衆の生活、民生の安定向上が欠かせないと述べていて、それにはやはり民意の支持があるところを活用しなければいけないと暗にはのめかしているようにも見えます。

黒沢 そうですね。吉田にすると、とりあえず戦前の大正デモクラシー期の政体に戻していくことが一つの方向としてあったのだろうと思います。これはもつと先の話になりますが、東西両陣営の対立がはっきりしてくると、日本の経済復興は重要なものだからしっかり援助してください、そうでないとうなるかわかりませんが、赤化しますよ、みたいなことを言う。うまく状況を利用して、日本側の主張を伝えられているという感じがします。

四、外交権の停止と中間賠償

富塚 少し話を先に進めたいのですが、一〇月四日の「人権指令」以降、民主化、非軍事化のための指令が次々と発出されます。ここら辺のところはいかがでしょうか。特に中間賠償問題では相当厳しい状況に陥ったと感じますが。

黒沢 一〇月下旬から一月初めにかけて、外交権の制限、停止が行われます。九月三〇日の米国対日方針の「説明」には、「通常ノ統治権ナル語ノ具体的内容ニ付テハ事ニ当リテ認定ノ困難ナルコトアリ得ヘク殊ニ右ノ規定ニ於テ帝国ノ外交権ハ認めラレ居ラサルヤ否ヤノ疑ヲ存ス。蓋シ……外交権ノ行使ヲ含マサルモノト解スルヲ妥当トスヘク」云々ということで、外交権の停止もあり得るということがここで一応認識されていたことは重要だと思えます。ただ、実際に停止されるような形で進むのかどうかを、どれだけ想定していたかはわからないわけです。想定していたとしても、もちろん強圧的に来られれば対応はなかなか難しいわけですが。

浜井 外交権停止の指令に対しては日本政府として反駁しています。それ以前からの継続性もあつたと思いますが。

富塚 日本側の抗議に対するアメリカ側の回答（330文書付記）では、停止の理由は対日軍事占領および最高司令官の権限に矛盾するといふだけで、それ以上の詳しい説明はありません。要するにだめなのはだめだという回答でした。

黒沢 その点に関しては占領政策を振り返るような文書が後年の昭和二三年にありますけれども、その中でも、結局、正当な理由はないということですね。だからこそこれが占領政策であり、敗戦国であるという認識になるのだと思うのです。

浜井 今、黒沢先生がご指摘になられた点ですが、昭和二三年一二月作成の「日本管理の現段階とド・ファクト・ピース」という文書(215文書)に「中立国との間の外交関係の全面的禁止は……何れの目的から見ても理由薄弱である」と書かれています。この文書の中で突然このように出てくることには違和感を覚えるのですが、外交権停止問題は、外務省にとつてずっと突き刺さっている話だと思えます。冨塚 第一巻だけを見ていると、占領軍というのはイコール米国であって、言ってみれば日本と米国の交渉が中心になるわけですから、例えば外交権停止や憲法改正もそうですし、第三巻で採録予定の引揚げ問題などでも、アメリカ以外の国の要素が、日本を取り囲む環境として付加されます。つまりイギリスなりソビエトなり、各国の言い分がありますし、それを踏まえたアメリカの対応振りが、例えばこの外交権停止もそうだと思いますし、憲法改正などにもかなりあらわれている気がします。

浜井 ちようどこの時期ぐらいから極東委員会などアメリカ以外の要素が見え始めますね。政策決定の要因として賠償もそうだと思いますし、憲法改正というのは、そういったものも相手にしてやっつけなければいけないというのが史料からも見え始めてくる、そういう

う時期だと思えます。

昭和二〇年一月にポーレーが来日して賠償問題の研究を始めますが、その頃に作成された「賠償対策基本方針(案)」という文書(406文書付記)があります。そこには「自主的賠償計画ヲ策定シ」と書かれていて、賠償問題に関して自主的な計画を作成しようとしていたことがわかります。結局は困難に直面するわけですが、憲法改正もそうですが、賠償問題に関してもこの時点では自主的にやろうと思っていたわけです。

ポーレーとの会談を見ると、もちろん厳しい内容になるだろうという感触を受けつつも、昭和二〇年の末から二二年の初めにかけては、自主的にある程度できる部分もあるかもしれないし、まだ賠償額がどれほどになるかもわからないということで、そこまで悲観的ではなかったような印象を受けました。交渉の中では日本の意見を取り入れてほしいという要望を示し、実際少しは取り入れてくれるのではないかという感触も得ながら会談を進めていたように思えますが、結局、ポーレーの最終案が出たところで絶望に落とされるといって、その落差が昭和二一年を通して見られるのは興味深かったです。

黒沢 ポーレーに対していかに日本側の主張を伝えるかということ、何回も接触が試みられていくわけですね。

浜井 最終的な決定前に日本側に意見を表示する機会が与えられるよう切望に耐えずというようなことを伝えるのです。

富塚 ポーレーに対しては終戦連絡中央事務局総務部の朝海第一課長が接触して報告を上げています。つまり終連や外務省の然るべき幹部が会って、先方の意見を聞き、こちらも意見を出すということではなく、個人的な関係をつくった人が話をして情報を得て、それを報告しているに過ぎず、公式な意味での日本側からのアプローチはできないわけです。賠償問題では、そのような厳しい状況がありました。

黒沢 アメリカあるいは連合国側にとって賠償問題というのは、日本側の正式な考えを聞くようなものではなく、こちらがどんどん進めるべきものであるとの意識があったのでしょうか。

富塚 そうですね。ポーレーはGHQではなく米国政府から直接派遣されて研究を行っているわけです。そこからしてもほかの問題とは違います。

ただ、非軍事化とか民主化が進み、貿易も停止されている中で、日本が将来どこに向かっていくべきなのかということ、こういういた状況の中からだんだんとひねり出されてきたのではないかと思うのです。例えば一二月三日に外務省調査局が作成した「日本の賠償能力に関する一研究」という文書(40文書付記)では、日本にとつて「平和的工業国家の建設こそ残された唯一の生きる道であらう」と述べられていて、それが後の吉田の外交につながっていくのかなと思っっています。

黒沢 「天然資源賦存の著しい貧弱さと、過剰な人口と、狭少な土地

と言ふ悪条件の下に生存せねばならぬ日本民族にとつては外国貿易に高度に依存する平和的工業国家の建設こそ残された唯一の生きる道であらう」と書かれていますね。

富塚 この文書では、日本の賠償能力として生活水準や工業生産力について緻密に数字を出し、日本がこれから再建するには何が要るのかを検討しています。

少し先になりますが、二一年八月に吉田首相はGHQに平和産業の復活に関する意見書を提出するのですが、おそらく二〇年一二月の研究はここにつながってくるのだと思います。吉田首相の意見書(171文書)では、賠償のための産業設備撤去や戦時補償の打ち切りを理由として、深刻な失業状況があることを訴え、その解決策は平和産業の復活以外にないと述べています。だからこそ貿易を立て直さなければならぬので、ゴムや木材などの輸入規制を緩和してほしいと要望しました。

黒沢 そうですね。それが東アジアとか極東地域の経済復興にもつながっていくという理屈をここでも述べるようになってきますよね。結構早い段階からこういうことを言っているのだなという気がします。

浜井 賠償問題については、日本側から言いたいことを伝えているのですが、なかなかそれが反映されることもなく、極東委員会の動向も影響してくる中で、中間賠償をめぐって昭和二一年、二二年と振り回されます。賠償問題が解決できないと日本は再建の見通しが立

たないと、悲痛な叫びのように繰り返して述べています。その後、対日政策が転換した二三年の前半ぐらいから、また息を吹き返したかのようになってくる様子が読み取れます。

冨塚 そうすると、どこで潮目が変わったのがとても興味のあるところなのです。例えば昭和二三年一月のロイヤル演説もポイントになります。冷戦下での極東における防波堤や東アジアにおける工場という観点から日本の経済復興が必要だという考え方です。

浜井 潮目が変わった、それをいつどのよう認識したのかということころはとても気になるところです。二三年にはドレーパーが来日し、ジョージ・ケナンも来るわけです。

少し話が逸れますが、そういった要人が来て日本側とも話し合っているはずですが、その会談記録が外務省にあまり残っていないのはなぜなのでしょう。ドレーパーについては、芦田首相とドレーパーとの会談内容に関する総司令部発表についてという文書（491文書）がありますが、それ以外の文書がない。あるいはケナンの動向をどこまで日本側が押さえていたのかは今回の採録文書からは見えてきません。

その点で気になっているのは終連機構に関する文書の残り方です。終戦連絡中央事務局は外務省の外局としてできるわけですが、機構改革があつて、二三年二月に連絡調整事務局に変わり、総理府の外局となります。外務省連絡局として再び外務省が管轄するの二四年六月で、ちょうど潮目が変わりゆく時期が、連絡調整事務局

の存在していた時期と重なっていて、そのところの史料の残り方が違うのではないかと少し気になりました。

五、経済諸施策と制限の緩和

黒沢 昭和二四年三月に特別資料部第一課が作成した「連合国による日本管理の政治及び文化部門における変遷」という文書（225文書）の中に、「当初日本の経済的恢復は自力によつて行ふべしという政策であつたのが、一九四六年五月頃から先ず経済的救済に乗り出し、次いで一九四七年には経済的自立を可能ならしめようとの考慮が加えられ、更に一九四八年には経済的自立乃至振興のための援助を開始するに至つた」というまとめ方がされています。ただし昭和二二年に経済的自立を可能ならしめようとの考慮が加えられたということを示す記録が明確に何か残っているかという点、ないわけです。事実としては同年八月にストライク調査団が来たので、報告書は翌年になりますけれども、このストライク調査団が来ていの中で、何かそういった日本側との間でやりとりがあつたのかどうかですね。浜井 そうですね。ドレーパーも九月に来ているのですが、そのあたりの会談記録も残っていないのですね。

ただ、それはともかくとして、二三年になると、占領改革の内容が何かちよつと変わってきているということは、採録文書からもよく見えてきますね。

富塚 それが顕著なのは、中間賠償に対する態度だと思えます。二三年二月にストライク報告書が出され、日本経済の自主再建を重視し、そのためには有効可能な施設は撤去すべきではない、要するに必要な工場の撤去はやめようという方向になります。さらに三月にはジョンストンがやってきて、もつと早急に自立すべきだ、だからこそ、中間賠償を全部やめましょうという流れになっていく。確かにそこは潮目が変わってくるところで、国際的な環境なども関係していると思うのです。

浜井 昭和二四年になってくると、いわゆる民政移管の問題が出てきます(221、222文書)。この問題は、日本に民主主義が根づいたかどうかという問題にもかかわってくると思うのですが、いざ民政移管を二四年以降にやっていくことが決まり、軍政部が民事部となり、民事部が統合され、縮小されていくプロセスにおいて、かなり地方が動揺するのです。マッカーサーは地方行政についてもひとり立ちさせる時期が来たという言い方をして、一気にやってしまいたいわけですが、地方自治体の側は、占領軍が撤収した後について大変不安を感じていて、撤収後も民事要員を残してほしいという陳情を行うのです。占領から三、四年たつて民主主義がどこまで根づいているか、その達成度について日本側と占領軍とで認識のずれが見られるところが興味深いですし、この時期あたりから、さまざまな制限が緩和されて、それによって社会が動揺するという問題があるのではないかという感じがします。

富塚 米国内には対日占領政策に金がかかり過ぎるといふ批判がありました。米国の財政負担という点で言うとも、中間賠償を止めるというマッコイ声明でも、賠償対象施設の解体や輸送にかかる経費は日本の経済安定と矛盾し、結果として米国政府に余分な財政的負担を課すことになると思えます。米国側からすれば対日占領政策における財政負担の軽減も対日方針が変わっていく一つの要因になったと思えます。

黒沢 占領が長引けば日本に依存体質が逆に生まれてくるわけで、そこら辺のジレンマにアメリカは直面したのだと思うのです。

そもそも、何でこんなに占領が長引いてしまったのでしょうか。占領初期の文書にも、占領はかなり早く終わる、早期講和に行くということが結構書かれています。どうしてこんなに長引いたのか。浜井 確かにそうですね。講和関係の主要文書は既刊の「サンフランシスコ平和条約」シリーズに採録されていますが、昭和二年三月から八月頃にかけて早期講和の話が出て、それが流れてしまうという一連の動きがあります。日本側も期待したが、そこで一旦流れてしまった後、アメリカの占領政策の転換もあって日本の経済自立が優先課題となり、講和促進の機運は後退します。そういう意味では当面において講和は遠のいたという感覚が二年の後半あたりから出てきているのかもしれない。

富塚 昭和二四年から二五年にかけて停止されていた外交権の制限がだんだんと緩和されるという流れの中で、特に本巻では在外事務所

が設置されていく過程を詳しく追っています(230文書など)。その経緯を見ると、最初、外務省の担当官が司令部の参事官に話を聞きに行つて、緩和の動きがあると知り、慌てて試案をつくつて持つていき、日米間の事務レベルで細かな協議を行います。占領初期に比べ、日米が協力して問題の解決に当たる方式が確立してきたところが見られます。この問題では、貿易の自由化に伴う領事館業務の必要性もあるのですが、やはり大きな話として外交権を回復したいという切望があり、日本側が相当積極的な動きを見せているところが印象的です。ただ、日本側の熱意の割には時間がかかったという感じですね。

黒沢 GHQあるいはアメリカだけの話ではなく、極東委員会との交渉というのが相当ありましたので時間がかかるんですね。印象としては、アメリカは割とサポートというか、プッシュして実現しようとしていたという感じですね。

浜井 外交権の制限緩和とともに貿易の制限も緩和されます。貿易協定などが結ばれるのはこの時期からだと思うのですが、その関係文書はこの巻では採録しなかったんですね。

冨塚 はい。その問題については別の巻で関係文書を採録する予定です。日本が国際社会へ復帰していく過程を、占領期と占領が終わつたあとを一括して、関係文書をまとめて刊行しようと考えています。

国際連合加盟という一番大きな問題があるわけですけども、それ以外でも国際機関へ加入していく問題とか、国際協定加入もありま

す。そして二国間の貿易支払い協定の問題も含め、『占領期』とは別の巻を出していきたいと考えています。

浜井 おそらく『占領期』の後半が前半に比べて文書数が少なくなるというのは、そのような文書が含まれていないことも影響しているかと思います。それから朝鮮戦争以降は、外務省でも講和に向けた本格的な研究が行われますが、その関係文書は「サンフランシスコ平和条約」シリーズで採録されているわけですね。

冨塚 そのとおりです。さて、時間もなくなつてきましたので、最後に全体的なまとめのご発言をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

六、おわりに

黒沢 本書は占領期のGHQと日本とのやりとり、日本側の対応あるいは認識について、そんなに目新しい事実関係はないのかもしれないですけども、改めて確認できることが多いのではないかと思います。本書を全体的に見ると、それなりに文書数が多く、さまざまな問題がちりばめられていますので、そこを取っかかりにして、さらに外交記録を研究者の方が深掘りしていただければよいのではないかと思います。

また、こうやって一つにまとまることによって、改めて注目するような文書が浮かび上がってきているような気がします。占領初期

で言うと、39文書付記の「降伏後ニ於ケル米国初期ノ対日方針」説明」という文書などは、そこで考えられたことは、大体その後、問題化してきているわけで、そういう意味でGHQの占領政策の方向性というのは、それなりに正確に把握されていたと思うのです。それにどのように対応するかはまた別の話になるのですけれども。

また、これも先ほど出ました²¹⁵文書の「日本管理の現段階とド・ファクト・ピース」や、²¹⁴文書付記三の「日本経済復興九原則の政治的意味に付ての観測」などは、かなり正確に相手側の意図とか、状況判断を記していますので、そういうところが非常に注目される点として改めて印象に残りました。それから、これは富塚さんもおっしゃったのですけれども、GHQと日本側のどのように実際の政策を実現していくかというところでの接触の仕方です。そういうものも改めて再確認できる。移り変わっていくというのでしょうか、場面によって変わるし、問題によっても違ってくるところが浮き彫りにされていると思います。

また、今回は論点にならなかったのですが、東京裁判の関係では、採録文書が割に少ない点が気になりました。もちろん裁判自体の記録は外務省にたくさんありますが、それは採録の対象外になっています。ただそれらを除いた関連文書が少ない、ということは、結局、外務省としてかわるべき局面が少なかったのかとも思います。開廷するまではそれでも多少あって、戦争犯罪人の裁判をどう考えるかという部内文書もあるわけですが、始まってしまえばたつとな

くなってくるし、あとは判決が出た後の戦争裁判をその後どういうふうに関連が少しあるぐらいで、外務省にとつての戦争裁判の位置づけはどういうものだったのかが、これだけでは見えてこない部分があると思います。

それから憲法をめぐる過程も今日はあまり触れることができなかったのですが、憲法がどのようにつくられてきたのかについては、今までもいろいろな研究があるわけですから、本書を見ると日本側の考えなどによってかなり修正が加えられた部分がありますし、GHQ側のこだわり、特に天皇を非政治化していくといいますが、象徴化する内実、その強いこだわりが非常によくわかります。主権在民をとにかく入れなさいということですね。また、天皇制度を残していくためにはこの憲法が必要だという、そういった基本的な考え方がよくあらわれていると感じました。

浜井 吉田も憲法改正に関しては条約交渉みたいなものだと言っていますね。

黒沢 そういう側面があるという感じですね。

富塚 講和は昭和二六年まで妥結しなかったのですけれども、吉田が言うように日本国憲法は講和条約の先取りの意味合いを持っていたと言えます。つまり日本を民主化するための約束事を日本政府とGHQの間において逐条審議で詰めていったとも言えるわけです。その過程で日本側も言うべきことは言っていることが採録文書から

よくわかります。もちろん日本側の主張が通った部分と通らなかった部分があるわけですが。

その点で個人的な見解を述べさせていただきますと、一九世紀に東アジア各地の植民地化が進む中で、日本は明治維新を経て植民地化を免れ、近代国家へと歩んでいきました。一方で占領期の七年間というのは、ある意味では植民地化に等しい状態になり、それに対してどのように対応するのかという初めての経験をした時期であったとも言えます。植民地化の経験のある国々には、外国が自分の国に入ってきて、国内問題も含めて議論がなされ、何事かが決まってしまうという状況があり、その関連文書が存在しているのだらうと思います。本書に採録した憲法改正の関係文書などもそういった側面があると思うのです。そのような状況下で日本は、本日の議論でもご指摘があったように、明治以来の外交の蓄積を生かし、国際法の観点などからできる限りの反論をして、なるべく日本として良い方向へ持って行こうという外交努力をしました。本書を通して改めてそのような外交交渉の様々な局面がより一層研究されていけば、編纂者として幸いだと考えています。

浜井 ほとんど言い尽くしているのですが、占領期全体を通して外交文書から見えてくるものとして、単にGHQとの関係性とか、あるいは個別の政策対応だけではなく、困難な状況に置かれた外交官たちの息づかいみたいなものがよりビビットに感じられるような気がします。また、七年間にわたるいわゆる占領経験というものが外交

官たちにとって、彼らの思考を形成するに当たって少なくとも影響を与えたのではないかと考えます。その経験が実は講和後の外交を語る上で重要な要因になってくるのではないかと。彼らが占領期の七年間に経験したことが、その後の外交に何らかの影響を与えているのではないかと、最初に「気概」という話をしましたが、そのように思いました。

そうした意味では、「サンフランシスコ平和条約」シリーズで採録されている講和や安全保障の問題についても、もちろん今回の占領期と時期的には重なっていますし、相互に関連しているわけですので、今回の『占領期』にある程度示された政治経済の諸問題に対する外交官たちの行動原理といえますか、問題に対するアプローチの仕方というものを踏まえた上で、平和条約関係の文書を読み直すのと、また違った一面というか、何か新しいものが見えてくるのではないかと思いました。

戦後七〇年以上を経て、戦後史全体の見直しが進み、戦後史の語られ方自体が問われている中で、今回、占領期について重厚な、信頼できる史料集が刊行されたことは、改めて占領期研究にとって非常に重要な意義を持っているのではないかと思います。ぜひ今後もいいペースで外交文書が刊行されることを期待しています。

富塚 時間となりましたのでこれで終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。

(平成二九年一〇月二〇日)